

経理実務／税法実務  
経営法務／病院経営

令和4年4月1日確定法令準拠

税法実務講座

税法入門

# 消費税

**TAC**

プロフェッションネットワーク



# 税法入門「消費税」

## CONTENTS

### 第1章 消費税の概要

テーマ1 消費税とは	2
■消費税は一言でいえば買い物税	
テーマ2 内国消費税とは	4
■内国消費税とは日本で課税される消費税	
テーマ3 納税の仕組み（国内取引）	6
■消費税を負担するのは消費者	
テーマ4 申告書の提出（国内取引）	12
■消費税は期限までに納付する	
テーマ5 納税義務者（国内取引）	16
■消費税を税務署に支払うのは事業者	
テーマ6 輸入取引	28
■消費税を負担するのは輸入をした者	
テーマ7 総額表示	30
■総額表示の義務付け	

## 第2章 課税の対象

### テーマ1 課税の対象（国内取引） 32

■消費税の対象取引は買物行為

### テーマ2 不課税取引（国内取引） 38

■取引要件を満たさないものは不課税取引

### テーマ3 課税取引（国内取引） 42

■ほとんどの取引は課税される

### テーマ4 非課税取引（国内取引） 46

■非課税取引は限定列挙

### テーマ5 課税標準額（国内取引） 54

■課税標準を構成するのは課税取引

### テーマ6 輸入取引 58

■消費税の対象取引は買物行為

### テーマ7 税率 60

■標準税率と軽減税率

## 第3章 売上げに係る対価の返還等

### テーマ1 売上返還等① 64

■売上げのマイナスは申告書で控除

### テーマ2 売上返還等② 66

■マイナスとなったら直ちに控除

## 第4章 貸倒れに係る消費税額

### テーマ1 貸倒れ等① 72

■売上代金の貸倒れは申告書で控除

### テーマ2 貸倒れ等② 74

■貸倒れたら直ちに控除

## 第5章 控除対象仕入税額 (原則課税方式)

### テーマ1 控除対象仕入税額① 78

■支払った消費税は申告書で控除

### テーマ2 控除対象仕入税額② 80

■会計とは違う消費税の売上げと仕入れ

### テーマ3 控除対象仕入税額③ 96

■仕入れをしたら直ちに控除

## 第6章 仕入れに係る対価の返還等

### テーマ1 仕入返還等① 102

■仕入れのマイナスは申告書で加算

### テーマ2 仕入返還等② 104

■マイナスとなったら直ちに加算

## 第7章 控除対象仕入税額（簡易課税方式）

テーマ1 簡易課税①	110
■控除対象仕入税額を簡便計算する	
テーマ2 簡易課税②	112
■簡易課税の選択には届出が必要	
テーマ3 簡易課税③	116
■割合（みなし仕入率）は法定されている	
テーマ4 簡易課税④	124
■みなし仕入率を研究する	
テーマ5 簡易課税⑤	128
■2種類以上の事業を営む場合の原則	
テーマ6 簡易課税⑥	130
■2種類以上の事業を営む場合の特例	
付録 確認総まとめチェック問題	

# 1

## 課税の対象（国内取引）

消費税の対象取引は買物行為！

### Theme

#### ・ POINT

##### (1) 無償取引の取扱い

「対価を得て」という要件は無償取引は原則的に消費税の取引対象とならないことを意味する。

もともと消費税は「買い物」できる担税力に着目して課税されるものであるから、当然のことといえるだろう。

##### (2) サラリーマンの給与等

消費税の取引要件には「事業者が事業として」という要件が含まれているが、**サラリーマンは事業者ではない**ので当該給与等は、消費税の対象とはされない。

また「役務の提供」という要件についても「雇用契約等によるもの」は除かれている。つまり、いずれにしてもサラリーマンの給与等は取引要件を満たさないこととなる。

役員に対する報酬等も同様の取り扱いとなる。

##### (3) 特定仕入れ

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供を受けた場合には特定仕入れとして消費税の課税の対象となるが、特殊な内容であるため本講座においては取り扱わない。

#### ■課税の対象とされる取引は

消費税は、消費地課税主義の見地に基づき、日本国内で認識される全ての消費支出に対し幅広く課されるものです。

この結果、消費税の「課税の対象」とされる取引は「国内取引」と「輸入取引」の2つに大別することができました。

つまり、国内で売買される商品等及び海外から輸入される商品等は最終的に日本国内で消費が認識されるということなのです。

それとは逆に、海外で売買される商品等及び外国へ輸出される商品等は海外で消費が認識されるため日本の消費税の対象にはならず、基本的に消費が認識される現地（外国）の消費税が課されるわけです。

#### ■課税の対象とは

消費税の課税の対象について、条文においては次のように定めています。

##### （課税の対象）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（注）及び特定仕入れには、消費税を課する（法4①）。

##### （注）資産の譲渡等

事業として対価を得て行われる資産の譲渡、貸付け・役務の提供をいう（法2①八）。

これらを基に要件を整理すると、次のようになります。

・取引要件のまとめ

(1) 取引の要件

次の4要件のすべてを満たすものが対象とされます。

- ① 「国内において行われるもの」であること。
- ② 「事業者が事業として行うもの」であること。
- ③ 「対価を得て行うもの」であること。
- ④ 「資産の譲渡」「資産の貸付け」「役務の提供」であること。

(2) (1)の考え方

① 国内において行われるものであること。

日本国内で通常行われる取引は、すべてこの要件を満たします。

② 事業者が事業として行うものであること。

イ 法人の場合

すべてこの要件を満たします。

ロ 個人事業者の場合

事業者としての立場で行う行為のみが、この要件を満たします。

具体的には、次のような行為がこれに該当します。

- (イ) 青果店の経営者が、果物を販売する行為
- (ロ) 青果店の経営者が、果物の陳列棚を売却する行為
- (ハ) 青果店の経営者が、商品運搬用のトラックを売却する行為

③ 対価を得て行うものであること。

金銭等の対価を収受することをいいます。なお、ここでいう対価には金銭、金銭以外の物、権利などが含まれます。

④ 資産の譲渡・貸付け・役務の提供であること。

一般的な取引全般を指しています。

・ 参考

(1) 国内において行われるものであること。

① 資産の譲渡や貸付けの場合

その譲渡や貸付けが行われる時における資産の所在場所が国内にあるかどうかにより判定します。

具体的に、日本の企業が日本で商品を販売する行為は国内取引、海外支店で商品を販売する行為は国外取引とされます。

また、外国の企業が外国で商品を販売する行為は国外取引、日本支店で商品を販売する行為は国内取引とされます。

② 役務の提供の場合

その役務の提供地が国内にあるかどうかにより判定します。

具体的に、日本人が日本でセミナーなどを実施する行為は国内取引、海外でセミナーなどを実施する行為は国外取引とされます。

また、外国人が外国でセミナーなどを実施する行為は国外取引、日本でセミナーなどを実施する行為は国内取引とされます。

(2) 事業者が事業として行うものであること。

① 法人の場合

法人の行う行為は、すべての取引がこの要件を満たしたものととして取り扱われます。

② 個人事業者の場合

事業として行う行為のみが、この要件を満たしたものととして取り扱われます。

所得税法における所得の分類に係わらず、事業として行われる次のような行為は、事業として取り扱われることとなります。

イ 個人事業者が行う事業用資産の譲渡

ロ 個人事業者が行う不動産の賃貸など

なお、個人事業者が行う家事用資産の譲渡は事業としては該当しません。譲渡等する資産が何かで判定することとなります。

サラリーマンは事業者には該当しません。

サラリーマンが行うマイホームの譲渡も事業としては該当しません。



**(3) 資産の譲渡、貸付け、役務の提供**

① **資産の譲渡**

商品の販売、建物や車両の譲渡などが挙げられます。

なお、資産の交換などもここに含まれます。

② **資産の貸付け**

建物や土地の賃貸などの他、特許権などの工業所有権を貸し付ける行為も含まれます。

③ **役務の提供**

土木工事、修繕、運送、保管、印刷、広告、興行、宿泊、飲食、情報の提供、出演などサービス全般と考えてください。

なお、弁護士、公認会計士、税理士、作家、スポーツ選手などによる専門的な知識や技能などに基づく役務の提供もここに含まれます。

・ **売上げの計上時期**

企業会計や法人税等と同様に、**原則として引渡基準**により売上げを計上することとされています。

## 第2章 課税の対象

### ・練習問題1

次の取引のうち、消費税の対象とされる取引に○、対象とされない取引に×を付しなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしているものである。

- (1) 法人が商品を230,000円で販売した。
- (2) 法人が商品を230,000円で割賦販売した。
- (3) 法人が商品を得意先に贈与した。
- (4) 法人が車両を5,250,000円で販売した。
- (5) 法人が機械を100,000円（通常の貸付金額は200,000円）で貸し付けた。
- (6) 法人が駐車場を月50,000円で貸し付けた。
- (7) 法人が駐車場を無償で貸し付けた。
- (8) 法人が広告を行い、広告料として200,000円収入した。
- (9) 法人が無償で広告を行った。
- (10) 法人が商品の運送を行い、運送料として30,000円収入した。

### （解答・解説）

- (1) ○
- (2) ○ 現金販売か割賦販売かは関係ありません。
- (3) × 対価を得ていないため×とされます。
- (4) ○
- (5) ○ 対価が高いか安いかは関係ありません。
- (6) ○
- (7) × 対価を得ていないため×とされます。
- (8) ○
- (9) × 対価を得ていないため×とされます。
- (10) ○

### （注）不課税取引

消費税の取引要件を満たさない取引は、特に「不課税取引」と呼ばれます。  
第2章の2で学習します。

• 練習問題2

次の取引のうち、消費税の対象とされる取引に○、対象とされない取引に×を付しなさい。

なお、与えられた取引はすべて国内取引の要件を満たしているものである。

- (1) 個人事業者が商品を230,000円で販売した。
- (2) 個人事業者が商品を100,000円（通常の販売価額は130,000円）で販売した。
- (3) 個人事業者が商品を得意先に贈与した。
- (4) 個人事業者が、趣味で保有している切手を5,000円で売却した。
- (5) サラリーマンが、マイホームを20,000,000円で売却した。
- (6) 使用人が会社から給料を300,000円収入した。
- (7) 役員が会社から報酬を500,000円収入した。
- (8) 税理士が申告手数料として110,000円収入した。

(解答・解説)

- (1) ○
- (2) ○ 対価が高いか安いかは関係ありません。
- (3) × 対価を得ていないため×とされます。
- (4) × 資産が事業用資産でないため×とされます。
- (5) × サラリーマンは事業者ではないので×とされます。
- (6) × 賞与や退職金も×とされます。
- (7) × 賞与や退職金も×とされます。
- (8) ○

(注) 不課税取引

消費税の取引要件を満たさない取引は、特に「不課税取引」と呼ばれます。  
第2章の2で学習します。